

農業祭等に係る知事賞交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、農業祭、品評会及び共進会（以下農業祭等という。）において優秀な成績を収めた者に対して知事賞を交付する。

(対象農業祭等)

第2条 交付対象の農業祭等は、市町村以上をその区域とし、市町村、県、国又は市町村以上を区域とする団体が主催するものとする。

(交付条件)

第3条 交付条件は、次のとおりとする。

- (1) 品評会等の出品者に対し交付するものであること。
- (2) 開催要綱、審査要領等が明文化されていること。
- (3) 原則として、審査員に埼玉県農林部職員を含むこと。
- (4) 出品点数が相当数あること。
- (5) 交付点数は、複数の場合、原則として1部門1点とすること。
- (6) 新たに知事賞を申請しようとする場合は、農業祭等の区域に応じて事前に農林部担当課又は農林振興センターと協議すること。
- (7) この知事賞状は、産業褒状授与規則に基づくものではないこと。

(交付申請)

第4条 農業祭等の主催者は、次の各号に定める機関（以下交付決定機関という。）に交付申請書（様式第1号）を表彰行事開始（審査日基準）の2週間前までに到着するよう提出するものとする。

- (1) 農業祭等の区域が全県域の場合 農林部担当課
- (2) 農業祭等の区域が一の農林振興センターの管内の場合 当該農林振興センター
- (3) 前二号以外の場合 農林部担当課及び関係農林振興センターで協議の上定められた機関

2 交付申請書には次の資料を添付するものとする。

- (1) 開催要綱又は実施要領等
- (2) 審査要領等及び審査員名簿
- (3) 予算書

(知事賞の交付)

第5条 知事賞状への受賞者氏名等の記載は、農業祭等の主催者で行うものとする。

2 知事賞の授与は、原則として交付決定機関が行うものとする。

(受賞者の報告)

第6条 農業祭等の主催者は、表彰行事の終了後1か月以内に次の事項を記載した受賞者報告書(様式第2号)を交付決定機関に提出するものとする。

- (1) 受賞者の氏名及び住所
- (2) 受賞部門及び品目
- (3) 知事賞審査対象点数
- (4) 審査経過

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施について必要な事項は、知事が定める。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年10月1日から施行する。

様式第1号

第 号
年 月 日

(あて先)

埼玉県農林部長

主 催 者
住 所
氏 名

埼玉県知事賞交付申請書

このことについて、下記のとおり埼玉県知事賞の交付を申請します。

記

- 1 表彰行事の名称
- 2 表彰行事の期日
- 3 表彰場所
- 4 知事賞交付希望点数
- 5 部門別出品点数及び表彰点数（別紙のとおり）

参考別紙様式

部門別出品点数及び表彰点数

部門	出品点数		表彰点数				
	前回	今回	知事賞		その他		
			前回	今回	種類	前回	今回
					○ ○ 賞 △ △ 賞 □ □ 賞		
					○ ○ 賞 △ △ 賞 □ □ 賞		
					○ ○ 賞 △ △ 賞 □ □ 賞		
					○ ○ 賞 △ △ 賞 □ □ 賞		
					○ ○ 賞 △ △ 賞 □ □ 賞		
					○ ○ 賞 △ △ 賞 □ □ 賞		
合計							

様式第2号

第 号
年 月 日

(あて先)

埼玉県農林部長

主 催 者
住 所
氏 名

埼玉県知事賞受賞者報告書

年 月 日付け 第 号で知事賞の交付を受けた（表彰行事名）
において下記の者が知事賞を受賞しましたので報告します。

記

部 門	品 目	住 所	氏 名	知事賞 審査対象 点 数
審査経過				

注：審査経過は必ず記入すること。

表彰行事終了後1か月以内に提出すること。

枝肉共進会にあっては別記報告書を添付すること。